

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会

令和7年度総会 資 料

令和7年6月4日

目 次

議事

- 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告について
- 第 2 号議案 令和 6 年度収支決算及び監査報告について
- 第 3 号議案 役員の選任（案）について
- 第 4 号議案 令和 7 年度事業計画（案）について
- 第 5 号議案 令和 7 年度収支予算（案）について

第1号議案 令和6年度事業報告について

1 令和6年度総会の開催（令和6年6月12日）東京都千代田区「JA 共済ビル」

会員 409 団体

議事

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 令和5年度事業報告について |
| 第2号議案 | 令和5年度収支決算及び監査報告について |
| 第3号議案 | 規約の一部改正（案）について |
| 第4号議案 | 役員の選任（案）について |
| 第5号議案 | 令和6年度事業計画（案）について |
| 第6号議案 | 令和6年度収支予算（案）について |

議決状況

- | | |
|-------|----|
| 第1号議案 | 可決 |
| 第2号議案 | 可決 |
| 第3号議案 | 可決 |
| 第4号議案 | 可決 |
| 第5号議案 | 可決 |
| 第6号議案 | 可決 |

2 関係機関等に対する要望活動

日 程：令和6年11月13日

要望先：自転車活用推進議員連盟会長代行他
自転車活用推進本部長（国土交通大臣）

全9ブロックにおいてとりまとめた以下の項目について、自転車活用推進議員連盟（会長代行・幹事長・事務局長）、自転車活用推進本部（本部長・事務局長）に対し、自転車を活用したまちづくりを推進するための提言と要望を提出した。加えて、各ブロック選出の国会議員に対し、要望活動報告を行った。

- I 自転車活用推進計画に基づく取り組みに対する財政支援に関する提言
- II サイクルツーリズムの推進に関する提言
- III 公共交通機関への自転車積み込み等の普及に関する提言





重点要望項目

- 1 自転車活用推進計画に基づく取組みに対する財政支援
- 2 サイクルツーリズムの推進
- 3 公共交通機関等への自転車積み込み等の普及に係る支援

1. 自転車活用推進計画に基づく取組みに対する財政支援



要望項目

自治体が策定した自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間の整備やシェアサイクルの導入等の総合的かつ計画的な取組みを支援するため、国において財政支援を講じることを提言・要望します。



2

2. サイクルツーリズムの推進



要望項目

それぞれの地域がもつ魅力を高めながら、全てのサイクリストが安全で快適なサイクリングを楽しめるサイクルツーリズムの推進のための措置を講じることを提言・要望します。



3

3. 公共交通機関等への自転車積み込み等の普及



要望項目

サイクルツーリズムの推進に加え、総合的な交通体系の充実に資するサイクルトレインなどの公共交通機関の普及を図るための措置を講じることを提言・要望します。



4

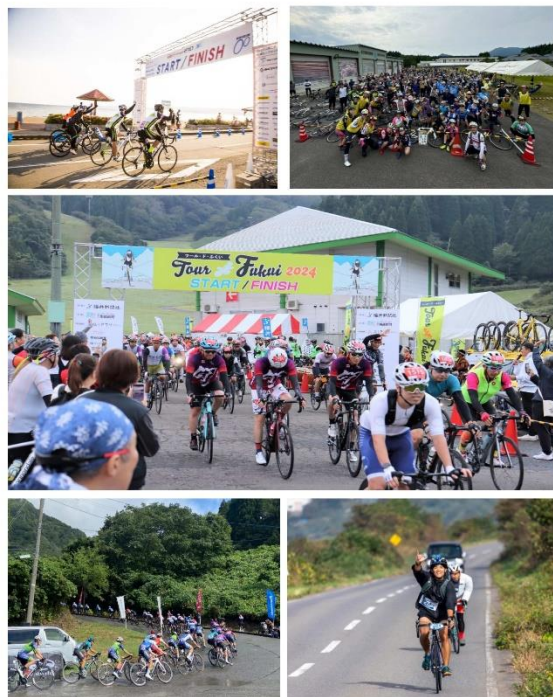
3 サイクリングカレンダー作製

加入団体の関与するサイクリングイベント等の開催状況を網羅するサイクリングに特化したカレンダーの作製を各ブロックごとに行った。

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会
2025年度 イベントカレンダー【北海道ブロック】



自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会
2025年度 イベントカレンダー【北信越ブロック】



4 ホームページ運営

本会HPの運営により、本会全体の活動や各ブロックにおける活動状況、各会員（自治体）の担当者名簿の掲載、サイクリング関連イベントの情報発信等を行った。

**自転車を活用したまちづくり
を推進する
全国市区町村長の会**

自転車による観光振興、住民の健康増進、交通混雑の緩和、環境負荷の低減等により公共の利益を増進し、地方創生を図ろうとする自治体が連携して、情報交換や共同の取組を進めることで、我が国の自転車文化の向上、普及促進を図るとともに、各地域が取り組む地方創生推進の一助となることを目的に、全国9ブロックにより活動しています。

**Bicycle
Organization of
Mayors**

設立趣意

私たち地方自治体は、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、地方に新たな人の流れを生み出すために、地域資源を活用し、創意工夫のもと、独自性を活かした施策を展開しています。近年、多くの自治体が自転車を切り口としたまちづくりを展開し、首長自らがサイクリングを実践しているところがあります。「環境」「健康」「観光」「教育」「経済」「交通」といったさまざまな分野に効果をもたらす自転車を通じて、住民の健康の増進や交通混雑の緩和、観光振興や環境への負荷軽減など公共利益の増進等を図り、もって地域の活性化に取り組むことは大きな意義があります。

このような中、自転車を活用した取組で志を同じくする首長が連携し、健康、生きがい、友情を育む自転車新文化の普及・拡大を図ることにより、地方創生の先進的、先駆的な取組とするべく、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」を設立します。

5 ブロック活動

(1) 北海道ブロック

◇令和6年度北海道ブロック会議

日時：令和6年8月8日（木）13時00分から15時30分

場所：旭川市総合庁舎 7階 大会議室 B

参加者：18名（11市町村）

◇きた北海道サイクルツーリズム シンポジウム

日時：令和6年7月3日（水）14時00分から

場所：旭川市「アートホテル旭川」

内容：当会活動を後援し、PR活動を実施



◇自転車交通安全啓発事業

「自転車安全利用五則を正しく知ろう」DVD 製作・配布

◇自転車交通安全啓発グッズの製作

- ・自転車交通反則通告制度（青切符）啓発 ポケットティッシュ
- ・自転車交通反則通告制度（青切符）啓発 啓発リーフレット

※各 300×35 セット＝10,500 製作

(2) 東北ブロック

◇東北ブロック啓発活動図書配布事業

「進化する自転車まちづくり-自転車活用推進計画を成功させるコツ-」

（※東北ブロック全 39 会員）



(3) 北信越ブロック

◇令和6年度北信越ブロック勉強会

日時：令和7年1月15日（水）16時00分から

場所：オンライン（ZOOM）

講演：演題「サイクリングイベントの持続化について」

講師 那須高原ロングライド実行委員会

会長 高根沢 武一 氏



(4) 東海ブロック

◇自転車交通安全啓発事業

内 容：令和6年11月1日施行「道路交通法改正」についての啓発チラシを製作し、会員市町にて自転車交通安全の啓発に活用

制作物：啓発用チラシ（54市町村×500部） 計 27,000部

対 象：全54市町（岐阜県11、静岡県22、愛知県8、三重県13）



(5) 近畿ブロック

◇自転車通行空間整備に関する担当者勉強会

日 時：令和6年9月27日（金）、28日（土）

場 所：堺市役所本館地下会議室、シマノ自転車博物館

参加者：37名

内 容：安全で快適な自転車利用環境創出

ガイドライン概要説明（国土交通省）

自転車施策紹介及び現場視察（堺市）

議案議題討議、シマノ自転車博物館見学



(6) 中国ブロック

◇令和6年度中国ブロック担当者会議

日 時：令和7年1月10日（金）

場 所：広島県尾道市

内 容：講演 演題「おのなび旅行社の取り組み」

講師 尾道観光協会 林 智典 氏

関連施設ガイドツアーレンタサイクル店舗見学、店主のお話

参加者：22名

◇「自転車安全利用五則」

啓発ノベルティ制作・配布クリアファイル

6,500部 32会員配送



(7) 四国ブロック

◇四国ブロック会議

日 時：令和6年7月24日（水）
場 所：愛媛県越智郡上島町
参加者：46名
来 賓：国土交通省 四国地方整備局
愛媛県 自転車新文化推進課

◇四国ブロック担当者講習会

日 時：令和7年2月25日（火）
場 所：オンライン（ZOOM）

内 容：講演①「今後の自転車ネットワーク計画の方向性」
講 師 国土交通省道路局参事官付 技術係長 真野 真司 氏
講演②「自転車通勤導入に関する手引き等の紹介」
講 師 国土交通省道路局参事官付 調整係長 根来 朋広 氏

◇自転車交通安全ノベルティ作製

内 容：各市町村がイベント等で配布する自転車交通安全啓発用ウェットティッシュ作製・配布

個 数：3,000個

◇自転車安全利用五則啓発動画英語訳制作

内 容：以前、制作した動画の英語訳版を制作し、加入団体へ周知



(8) 九州ブロック

◇令和6年度九州ブロック会議（第135回九州市長会後に開催）

日時：令和6年10月22日（火）
場所：鹿児島県 城山ホテル鹿児島 2階クリスタルガーデン
内容：報告（全国の実績、九州ブロックの実績等）
参加：18名

◇令和6年度九州ブロック担当者会議 17名参加

日時：令和6年11月14日（木）～15日（金）
場所：長崎県南島原市「原城温泉 真砂 1F」
内容：（第1日目）



- ・講演「イコモン島原半島サイクルツーリズムの取り組みについて」
講師 （一社）南島原ひまわり観光協会 荒木 信一 氏
- ・意見交換会「九州にサイクリングブームを！海外から学ぶ自転車文化とサイクリングガイドの重要性」

進行 BEKI氏（サイクリングナビゲーター）

- ・事例発表 南島原市、佐伯市 各10分

（第2日目）

- ・視察「レンタサイクルを利用した南島原サイクリングルート体験」

◇自転車交通安全啓発グッズの作製

- ・自転車安全利用五則ポケットティッシュ 300個×62会員＝18,600個

6 自転車活用推進関連団体との連携

自転車活用推進官民連携協議会

自転車の利活用の更なる促進や、交通安全意識の向上に資する広報啓発活動等をより戦略的に実施する目的で設立された「自転車活用推進官民連携協議会」に参画し、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトによる宣言企業の認定等を行った。

7 第6回全国シクロサミットの開催

令和6年10月12日(土)～13日(日)、宮城県名取市において第6回全国シクロサミットが盛大に開催された。

(第1日目)

- ・基調講演「自転車競技の魅力」

講師 パリオリンピック自転車競技選手 梶原 悠未 氏

- ・関連講演

「全国の自転車活用先進事例」

講師 株式会社 ARCH・ヒーロー北海道 高橋 幸博 氏

- ・関連講演

「震災復興ツーリズム事業“ツール・ド・東北”の活動について」

講師 (一社) ツール・ド・東北 業務執行理事兼事務局長 斎藤 正人 氏

- ・関連講演

「自転車行政に関する国の最新情報」

講師 国土交通省 自転車活用推進本部 事務局次長 直原史明 氏

- ・パネルディスカッション

「東北の自転車を活用したまちづくりの現在地」

コーディネーター 株式会社 ARCH・ヒーロー北海道 高橋 幸博 氏

パネラー 東北ブロック加盟自治体代表

(第2日目)

- ・2024 げんき NATORI ママチャリ 6時間耐久レース (10/13 日)

【名取市サイクルスポーツセンター】

- ・MCA 2024 秋の100Kmライド (10/13 日) 【閑上グラウンド】

- ・名取市サイクルスポーツセンター4周年記念無料開放 (10/13 日)

【名取市サイクルスポーツセンター】

- ・東北サイクルフェスタ in かわまちてらす閑上 (10/12 土、10/13 日)

【かわまちてらす閑上】

- ・牛タンの陣中サイクルデイイベント (10/13 日)

【陣中ファクトリーガーデン】

- ・はらこめし祭り in ゆりあげ港朝市 (10/13 日)

【ゆりあげ港朝市】



■式典の様子



■2024 げんき NATORI ママチャリ 6 時間耐久レース前の様子



第2号議案 令和6年度収支決算及び監査報告について

【収入の部】

項 目	予算額	決算額	備 考		
			費 目	予 算	決 算
1. 会 費	4,090,000	4,190,000	10,000×団体		4,190,000
2. そ の 他	852	2,168	預金利息		2,168
3. 繰 越 金	3,443,148	3,443,148	前年度繰越金		3,443,148
収入合計	7,534,000	7,635,316			

【支出の部】

項 目	予算額	決算額	備 考		
			費 目	予 算	決 算
1. 総 会 費	650,000	464,400	会場使用料	450,000	434,400
			総会お茶代	20,000	0
			講師謝礼金	40,000	30,000
			資料作成費	20,000	0
			次年度会場予納金	120,000	0
2. 役 員 会 費	10,000	0	会議お茶代	10,000	0
3. 本 部 活 動 費	300,000	6,888	要望活動	200,000	6,888
			外部活動	100,000	0
4. シクロサミット開催費	1,620,000	1,337,308	会場等使用料	500,000	0
			会議お茶代	50,000	1,771
			講師謝礼金	100,000	482,000
			旅費	0	135,308
			資料作成費	20,000	149,160
			消耗品費	50,000	162,879
			役務費	0	128,890
			懇親会費 (芸能披露等)	200,000	40,000
			食糧費 (来賓等接遇)	50,000	0
			委託料	0	223,400
			バス借上料等	150,000	0
			サイクリングフェス 参加料	500,000	13,900
5. 観 光 振 興 費	520,000	35,640	HP運営費	40,000	35,640
			PRジャージ製作費	480,000	0
6. 一 般 事 務 費	360,000	69,225	資料等郵送料	150,000	57,200
			資料印刷費	100,000	0
			消耗品費	50,000	1,971
			振込手数料	20,000	10,054
			事務費	40,000	0
7. ブ ロ ッ ク 活 動 費	3,994,000	2,549,002	ブロック活動費	3,994,000	2,549,002
8. 予 備 費	80,000	0	予備費	80,000	0
支出合計	7,534,000	4,462,463			

収入合計

7,635,316

-

支出合計

4,462,463

=

差引(R7年度へ)

3,172,853

監 査 報 告 書

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会規約第8
条第5項の規定により、令和6年度決算について、関係書類に基づき監
査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和 7 年 5 月 12 日

監 事 安城市長

三星元人 

宿毛市長

中平富久 

第3号議案 役員の選任（案）について

会長	○	さいたま市長	清水 勇人（関東）
副会長	（新）	○ 帯広市長	米沢 則寿（北海道）
		○ 名取市長	山田 司郎（東北）
		○ 南魚沼市長	林 茂男（北信越）
		○ 三島市長	豊岡 武士（東海）
		堺市長	永藤 英機（近畿）
		○ 尾道市長	平谷 祐宏（中国）
		○ 今治市長	徳永 繁樹（四国）
	（新）	○ 別府市長	長野 恭紘（九州）
理事	（新）	弟子屈町長	徳永 哲雄（北海道）
		男鹿市長	菅原 広二（東北）
		飯山市長	江沢 岸生（北信越）
		稲城市長	高橋 勝浩（関東）
		富士川町長	望月 利樹（関東）
		○ 守山市長	森中 高史（近畿）
		真庭市長	太田 昇（中国）
		鹿屋市長	中西 茂（九州）
監事	（新）	田原市長	山下 政良（東海）
		宿毛市長	中平 富宏（四国）

※（新）は新任役員、○はブロック長、（ ）内は選出ブロック

第4号議案 令和7年度事業計画（案）について

1 事業実施の方針

自転車による観光振興、健康の増進、交通混雑の緩和、環境負荷の低減等により、公共の利益を増進し、国及び公共交通事業者等と相互に連携を図りながら、会員間の情報交換や共同の取組を進めるとともに、改めて自転車の有用性を積極的に発信することにより、地位向上と更なる普及拡大を図る。

2 重点取組方針

- (1) 地方版自転車活用推進計画の策定推進
- (2) 地方創生を意識したサイクルツーリズムの積極的な推進
- (3) 自転車施策関連予算等の充実に向けた国等への要望活動

3 事業計画

事業名	内容	日時／場所	対象者の範囲
年次総会	総会の開催	令和7年6月4日 ／JA共済ビル（東京都） カンファレンスホール	全ての会員
役員会	役員会の開催	令和7年5月／鹿児島県 南さつま市 令和7年10月頃／書面開催	役員
関係機関への 要望活動	令和7年度要望活動 ・自転車活用推進本部長(国交大臣) 様 ・自転車活用推進本部事務局長 様 ・自転車活用推進議員連盟会長 様 ・自転車活用推進議員連盟幹事長 様 ・自転車活用推進議員連盟事務局長 様	令和7年11月頃 ／国土交通省・自転車活用 推進議員連盟	役員
全国シンクロサミット	・シンポジウムの開催 ・サイクリング体験 ・ブース出展 ・会員交流懇親会	令和7年5月17日・18日 ／鹿児島県南さつま市	全ての会員
自転車を活用した 観光振興	・サイクリングイベント情報の配信 ・HP運営 ・後援事業承認 ・PRジャージ製作（未配布会員等）	本部事務局	全ての会員
ブロック活動	・ブロック内での情報共有・交流 ・ブロック単位による勉強会、イベント開催等 ・サイクリングカレンダー作製 ・要望活動報告	ブロック事務局	各ブロック会員

第5号議案 令和7年度収支予算（案）について

【収入】

（単位：円）

項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	備 考		
			費 目	本年度	前年度
1. 会 費	4,170,000	4,090,000	(10,000円×団体数)	4,170,000	4,090,000
2. その他	147	852	預金利子等	147	852
3. 繰越金	3,172,853	3,443,148	前年度繰越金	3,172,853	3,443,148
収 入 合 計	7,343,000	7,534,000			

【支出】

（単位：円）

項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	備 考		
			費 目	本年度	前年度
1. 総会費	530,000	650,000	会場使用料	450,000	450,000
			総会お茶代	20,000	20,000
			講師等謝礼金	40,000	40,000
			資料作成費	20,000	20,000
			次年度会場予納金	0	120,000
2. 役員会費	10,000	10,000	会議お茶代	10,000	10,000
3. 本部活動費	200,000	300,000	要望活動（要望活動等交通費）	100,000	200,000
			外部会議（官民連携協議会等）	100,000	100,000
4. シクロサミット開催経費	1,620,000	1,620,000	会場等使用料	400,000	500,000
			会議お茶代	50,000	50,000
			講師謝礼金	200,000	100,000
			資料作成費	20,000	20,000
			消耗品費	50,000	50,000
			懇親会費（芸能披露等）	200,000	200,000
			食糧費	0	50,000
			役務費	150,000	0
			委託料	300,000	0
			バス借り上げ料等	150,000	150,000
			サイクリングフェス参加料	100,000	500,000
5. 観光振興費	520,000	520,000	H P 運営費	40,000	40,000
			P R ジャージ製作費	480,000	480,000
6. 一般事務費	360,000	360,000	資料等郵送料	150,000	150,000
			資料印刷費	100,000	100,000
			消耗品費	50,000	50,000
			振込手数料	20,000	10,000
			事務費	40,000	50,000
7. ブロック活動費	3,992,000	3,994,000	ブロック活動費	3,992,000	3,994,000
8. 予備費	111,000	80,000	予備費	111,000	80,000
支 出 合 計	7,343,000	7,534,000			

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約

(名称)

第1条 この会は、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会
(以下「本会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 本会は、自転車による観光振興、住民の健康の増進、交通の混雑の緩和、
環境への負荷の低減等により公共の利益を増進し、地方創生を図ろうとする自治
体が連携して、情報交換や共同の取組を進めることで、我が国の自転車文化の向
上、普及促進を図るとともに、各地域が取り組む地方創生推進の一助となること
を目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 自転車施策に関する国等関係機関への予算等要望活動
- (2) 自転車を活用した地方創生の提言
- (3) 自転車を活用したまちづくりに関する情報交換
- (4) 自転車の走行環境の改善
- (5) 交通の安全の確保
- (6) 自転車を活用した観光振興
- (7) 自転車の活用による健康増進
- (8) 自転車の活用による環境負荷低減
- (9) 災害時における自転車活用
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、全国の市区町村長で、本会の趣旨に賛同し、入会届を本会
に提出した者とする。

2 前項の入会届は随時受け付ける。

3 本会は別に定めるところにより、全国を9ブロックに分け、会員をその所在地
に応じて各ブロックに位置づける。

(会員の脱退)

第5条 会員は、本会に退会届を提出することで本会を脱退することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名
- (3) 理事 8名
- (4) 監事 2名

2 第4条第3項に規定するブロック毎にそれぞれ副会長1名を含む役員候補者
2名を選出し、いずれか1名をブロック長とする。ただし、理事については、各
ブロックの判断により必要に応じて増やすことができるものとする。

- 3 会長は副会長の中から役員候補者の互選により選出する。
- 4 理事及び監事は、会長、副会長を除く役員候補者の中から互選により選出する。
- 5 役員の任期は、役員改選決議のあった時からその翌々年度の総会における役員改選決議の時まで（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで）とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

（職務）

第8条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、総会で承認された事業を執行する。
- 4 ブロック長は、各ブロックの活動及び入退会等の事務を総括する。
- 5 監事は、会の会計を監査する。

（事務局）

第9条 本会の事務を処理するため、会長が指定する市区町村に全体事務局を置く。

- 2 前項に定める事務局とは別に、ブロック長就任市区町村にブロック事務局を置く。

（総会）

第10条 本会の総会は、全ての会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があると認められるときは、臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。
- 4 総会は、次の事項について議決する。
 - （1）自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約（以下、「規約」という。）の変更
 - （2）活動計画の策定又は変更
 - （3）役員就任の承認
 - （4）その他本会の運営に関する重要事項
- 5 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状を議長に提出することにより、出席者の数に加えるものとする。
- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、委任状を議長に提出しなければならない。
- 8 前2項に関わらず、緊急を要する事項は、書面により、会員の過半数の同意を

もって決する。

(役員会)

第 11 条 役員会は第 6 条第 1 項の役員をもって構成し必要に応じて開催する。

2 役員会は次の事項について議決する。

- (1) 総会に提出する議案の決定
- (2) 総会で議決された事業の実施方法等の決定
- (3) 各ブロックへの情報提供、情報収集
- (4) 自転車施策に関する国等関係機関への要望等の活動
- (5) 顧問の就任要請の承認

(分科会)

第 12 条 本会は必要に応じて分科会を設置することができる。

2 各分科会の設置は、総会において議決する。

3 分科会は、会員のうち参加を希望する者から構成する。

4 分科会長は、分科会の活動状況を取りまとめ、総会において報告する。

(会費)

第 13 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、年度の途中で入会する場合は、入会時に会費を納入し、年度の途中で退会した場合は返納しない。

2 会費の額及び納入期限は、総会において決定する。

3 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 14 条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。

2 初年度の会計期間は、第 12 条第 3 項の規定にかかわらず設立総会の日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 設立当初の役員は、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず以下のとおりとする。

会 長	今治市長	菅 良二
副会長	美唄市長	高橋 幹夫
	北上市長	高橋 敏彦
	佐渡市長	三浦 基裕
	前橋市長	山本 龍
	三島市長	豊岡 武士
	堺市長	竹山 修身
	尾道市長	平谷 祐宏
	南さつま市長	本坊 輝雄
理 事	俱知安町長	西江 栄二

	石巻市長	亀山 紘
	飯山市長	足立 正則
	さいたま市長	清水 勇人
	守山市長	宮本 和宏
	真庭市長	太田 昇
	国東市長	三河 明史
監 事	安城市長	神谷 学
	宿毛市長	中平 富宏

4 設立当初の役員の任期は、第6条第5項の規定にかかわらず平成31（2019）年度の総会の日までとする。

附 則

この規約は、令和元年11月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月12日から施行する。